

NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。ぜひご利用ください。

(平成18年度版)

目次

NPOと行政との協働推進事業	1
公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド	2
ソーレ・えいど事業(男女共同参画推進のための活動支援)	3
高知県人権ふれあい支援事業	4
高知県豊かな環境づくり総合支援事業	5
不法投棄しないさせない活動支援事業	6
高知県中山間地域等商業振興総合支援事業	7
森林環境税シンポジウム実施委託料	8
こうち山の日活動支援事業	9
こうち山の日推進事業	10
山の一日先生派遣事業	11
木製カタログ作成事業	12
森林保全ボランティア活動推進事業	13
生き生きこうちの森づくり推進事業	14
地域子育て応援事業費補助金	15
教職員宿舍等の空き住宅・部屋の貸付	16

お問合せ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課室から男女共同参画・NPO課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問合せ先へお願いします。

高知県文化環境部男女共同参画・NPO課

NPOと県とが協働して実施する事業の 企画を募集します

～NPOと行政との協働推進事業～

高知県では、より県民の視点に立った公共サービスを提供することを目的にした「NPOと行政との協働推進事業」を平成16年度から実施しています。今年度も、NPOと県とが適切な役割分担のもとに協働して行う事業の企画提案をNPOのみなさまから募集します。次のとおり提案を募集しますので、多数のご応募をお願いします。

募集する事業提案

NPOと県が協働で取り組む必要がある事業についての提案で、実施は提案したNPOが行います。提案内容が単に行政への要望、陳情となっているものや提案するNPOへの財政援助となっているものなどは対象となりません。

テーマは、特に定めません。自由に設定してください。

事業実施期間は、次の中から選ぶものとします。

平成18年度(平成18年8月頃～平成19年3月まで)

平成19年度(平成19年4月～平成20年3月まで)

対象事業者

高知県内で不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を行っている、特定非営利活動法人又は民間の非営利の任意団体

事業の形態、県の負担する額等

平成18年度実施事業

事業形態は補助事業または委託事業 県の負担額は1事業100万円以内

平成19年度実施事業

提案をもとに県と協議検討しながら、事業費の額や県の負担額を決定

募集期間 4月19日(水)～5月18日(木)(必着)

提案された事業の審査

書類による事前審査 公開プレゼンテーション 本審査 (事業化に向け取り組む提案を決定)

事業化に向けて取り組む事業は、平成18年度、19年度ともに各々3件程度を予定

事業化への取組み

審査で採択された提案は、NPOと県とで協議検討を行い、事業化に向けて取り組みます。この協議検討の中で、提案された事業内容が変更となることがあります。また、県と協議検討の結果、事業の実施を断念する場合があります。

問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 高知県文化環境部男女共同参画・NPO課 依光、中村

TEL:088-823-9769 FAX:088-823-9879 E-mail:143201@ken.pref.kochi.lg.jp

URL:<http://www.pref.kochi.jp/danjo/>

募集要綱などは、当課のホームページに掲載しています。また、郵送を希望される方は、問合せ先までご連絡いただければ郵送いたします。

事業名	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド
事業種別	助成事業
事業の目的	高知県内における社会貢献活動を促進するため、社会貢献活動団体の活動に対し助成することにより、県内の社会貢献活動による地域社会づくりを支援し、民間と行政とのパートナーシップによる新しい地域社会づくりの推進に寄与することを目的としています。
対象事業の概要	<p>(1) 地域社会の発展に役立つ次に掲げる社会貢献活動を対象とします。 ただし、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。</p> <p>保健、医療又は福祉の増進を図る活動 社会教育の推進を図る活動 まちづくりの推進を図る活動 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 環境の保全を図る活動 災害救援活動 地域安全活動 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 国際協力の活動 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展を図る活動 科学技術の振興を図る活動 経済活動の活性化を図る活動 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 消費者の保護を図る活動</p> <p>(2) (1)に掲げる公共サービスを直接的に向上させる活動</p>
対象事業者の種類	社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体
助成金の額及び対象経費	<p>(1)助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象団体の対象活動に要する費用 費用額の2分の1以内かつ50万円以内 ・新たに活動を始めようとする団体の立ち上げ費用 費用総額の2分の1以内かつ25万円以内 <p>(2)助成金の使途</p> <p>活動に関係した費用</p>
申請手続き・申請時期	<p>所定の助成金給付申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先へ送付してください。</p> <p>助成金給付申請書の様式は、ファンドの引受金融機関の高知県内の四国銀行本・支店及び出張所に備え付けられています。</p> <p>平成19年度分の助成申請受付期間の予定 平成19年1月4日～2月15日 平成18年度分は終了しています。</p>
問い合わせ先	<p>〒780 8605 高知市南はりまや町1-1-1 T e L 088 - 871 - 2178 F a x 088 - 824 - 0431 公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 (株) 四国銀行営業統括部信託担当</p>

事業名	ソーレ・えいど事業（一般枠、ローカル枠）
事業種別	助成事業
事業の目的	女性と男性が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動とともに参画する男女共同参画社会を実現するために、グループ、団体等の活動・研究を支援します。
補助対象事業の概要	ジェンダーに敏感な視点で、広く県民対象に実施される各種講座、講演会、出前講座、調査研究等の事業。 支援対象期間は、平成18年7月1日(土)～平成19年3月20日(火)（事業実施にともなう会計処理期間を含みます）。
対象事業者の種類	次の条件を全て満たす団体又はグループを対象者とします。ただし、同一団体又はグループにつき、1企画の応募です。 (1)県内を拠点として、今後も継続して活動できるグループ (2)非営利団体であり、特定の政治、宗教団体でないこと (3)明確な会計、経理を実施・報告できること (4)ポスター、チラシ等に「平成18年度ソーレ・えいど事業」の表示ができること (5)ソーレ未登録団体は事業開始前に登録すること
補助率・補助額・補助対象経費	1企画につき、事業対象経費の10分の8の範囲内で、40万円を上限とします。
申請手続き・申請時期	第1次募集による助成金決定額が総額に達しない場合は、追加募集を実施します。なお、応募は一申請者につき年1回です。 (1)第1次募集 平成18年5月1日(月)～6月16日(金) (2)第2次募集 未定
その他留意事項	(1) 必要書類の請求 ソーレへ直接取りにおいでるか、郵送御希望の場合は80円切手を同封のうえ、宛先を明記して御請求ください。 E-mail も可 (2) 申請書等の提出 助成金交付申請書、企画書、収支予算書、団体概要書をソーレに提出後、ヒアリングを行います。 (3) 支援団体及び助成予定額の決定 応募した団体のプレゼンテーション又は書類選考により審査し、結果を通知します。 第一次募集分プレゼンテーション 6月25日(日)午後 ソーレ (4)詳しいことは、ソーレまでお問い合わせください。
問い合わせ先	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 TEL 088 - 873 - 9100 FAX 088 - 873 - 9292 E-mail:sole@sole-kochi.or.jp

事業名	高知県人権ふれあい支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	さまざまな人権問題の解決を図るために、高知県内のNPOやボランティアグループなどの民間団体が自主的に行う、県民の人権意識高揚を目的とした「ふれあい体験活動等」を支援します。
補助対象事業の概要	<p>広く県民を対象として県内で行う、人権意識の高揚を目的とした事業で、次に該当するものとします。</p> <p>ふれあい交流・体験活動 講演会、研修会、シンポジウムなどの開催 啓発資料の作成・配布 その他、適当と認める事業</p>
対象事業者の種類	<p>NPOやボランティアグループなどの民間団体で、次の要件を満たしている団体とします。</p> <p>県内を拠点として活動していること 政治団体、宗教団体でないこと 明確な会計、経理を実施、報告できること 支部等を有する団体は、県単位の連合体を1団体とすること 当該事業による支援を過去3年間連続して受けたことがないこと。</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>補助率：500千円まで4/5以内 500千円を超える額の1/2以内</p>
申請手続き・申請時期	<p>募集：平成18年4月から随時募集。（平成18年度予算 7,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に基づき2ヶ月に1回程度行う審査会等により支援の可否を決定します。 ・支援決定額の累計が予算を超えると見込まれる時点で募集を一旦停止します。 ・支援決定団体が、やむを得ない事情で支援を辞退した場合等、再度募集することがあります。
その他留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 応募に必要な書類 ご連絡いただければ、FAX又は郵送でお送りします。 また、E-mailでも受付可能ですので、ご連絡ください。 2 支援の決定までには2ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。 3 事業の詳細な内容については、(財)高知県人権啓発センターまでお気軽にお問い合わせください。また、支援状況により対応できない場合がありますので、応募の際はあらかじめご連絡ください。
問い合わせ先	<p>(財)高知県人権啓発センター 企画啓発担当 〒780-0870 高知市本町4丁目1-37 TEL(088)821-4681 FAX(088)821-4440 E-mail center@kochi-jinken.or.jp</p>

事業名	高知県豊かな環境づくり総合支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	市町村及び一部事務組合、広域連合、複数の市町村が中心になって組織する協議会（以下「市町村等」）及びNPOが環境の保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施するために実施する事業を総合的に支援する。
補助対象事業の概要	市町村等又はNPOが、県内で実施する環境の保全と創造に効果が認められるハード事業及びソフト事業とする。
補助対象事業者の種類	(1)市町村等 (2)NPO（以下の要件全てに該当する団体） ア 高知県内で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を行っている、特定非営利活動法人又は民間の非営利の任意団体であること。 イ 任意団体にあつては、会規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。 ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。 エ 暴力団でないこと。また、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。 (3)(2)に該当しない団体で、市町村等の長が必要かつ適当と認め補助を行う団体
補助率・補助額・補助対象経費	(1)補助率 ア 市町村等 補助対象経費の1/2 イ NPO 定額 (2)補助限度額 ア 交付先が市町村等の場合 1件当たりの補助金の範囲 10万円以上500万円以内 イ 交付先がNPOの場合 1件当たりの補助金の範囲 10万円を超えるものから200万円以内 (3)補助対象経費（NPOが事業実施主体となる場合） 委託料、工事請負費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料など。 役員、常勤職員の人件費、飲食に係る経費などは対象外。
申請手続き ・申請時期	・交付申請書を県循環型社会推進課に提出してください。 ・1次募集の申請期限は4月19日ですが、予算に余裕がある場合は2次募集を行う予定です
その他留意事項	申請書は、当課のホームページからダウンロードできます。 また、ご連絡いただければ郵送します。
問い合わせ先	文化環境部循環型社会推進課 担当者名 西森、坂本 電話：088-823-9792 FAX：088-823-9283 メールアドレス：142901@ken.pref.kochi.lg.jp URL： http://www.pref.kochi.jp/~junkan/

事業名	不法投棄しないさせない活動支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	地域の方々が中心となって組織的に取り組む、不法投棄された廃棄物の撤去、不法投棄防止のための活動、さらには美化運動につなげる組織づくりを行う場合に、市町村とともにその経費の一部を支援し、美しい地域づくりを進めることを目的としています。
補助対象事業の概要	補助対象事業： 平成14～15年度に実施した放置廃棄物実態調査の結果に基づく不法投棄された廃棄物の撤去及びその他不法に投棄されている廃棄物の撤去並びに撤去後の不法投棄をさせない活動・仕組みづくりに要する経費。 ただし、維持管理を目的とした恒常的な清掃活動及び他の事業から助成を受けるものは対象外です。
対象事業者の種類	自治会、子供会、地域住民などの組織、団体 (必ずしも法人格を必要としません。)
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：市町村1/2、県1/2 補助額：50万円が上限となります。(県費補助額) 対象経費：賃金(NPO等の構成員に支払う賃金は対象となりません。) 報償費、需用費(食糧費を除く。) 役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費
申請手続き・申請時期	申請期限は特にありませんが、あらかじめ市町村に計画書を提出し助成を受けることが必要です。
その他留意事項	この補助制度は、NPOや住民団体等の事業費の2分の1ずつを県と地元市町村が助成する補助制度です。(補助の上限額は県、地元市町村あわせて100万円となっています。) <u>NPO等に対する直接的な助成制度ではありません。(市町村を経由した間接的な補助制度です。)</u>
問い合わせ先	文化環境部 廃棄物対策課 担当者名：北川圭児 電話 088-823-9687 FAX 088-823-9265 メールアドレス keiji_kitagawa@ken3.pref.kochi.jp

事業名	高知県中山間地域等商業振興総合支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	商業機能の維持又は商業の振興を図ることを目的として実施する事業に対し、市町村が補助又は自ら事業を行う場合に要する経費の一部を補助することにより、地域生活者の利便性の確保を図るとともに地域商業の活性化の促進を図る
補助対象事業の概要	補助対象事業者が主体となり、商業機能の維持又は商業の振興を図ることを目的として実施するハード及びソフト事業
補助対象事業者の種類	商店街振興組合、商工会、商工会議所等の法人化された商工団体、社会福祉法人、NPO法人、市町村
補助率・補助額・補助対象経費等	<p>【補助先】市町村。市町村から補助対象事業者に補助金が交付される</p> <p>【補助対象経費】補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めた経費（ただし、土地の取得は除く）</p> <p>【補助率】補助対象経費の2分の1以内</p> <p>【補助額】ソフト事業10,000千円、ハード事業30,000円を上限（ただし、知事が特に必要と認めた場合は100,000千円）</p> <p>【補助期間】原則として単年度</p>
申請手続き・申請時期	<p>【申請手続き】市町村を経由して、補助金交付申請書を提出</p> <p>【申請時期】例年、事業実施年度の当初から実施する必要がある事業は3月、それ以外の事業は5月、この時期に間に合わない事業は随時提出としていますが、年度末に提出期限を定めて市町村に連絡していますので確認してください</p>
その他留意事項	補助金の交付先が市町村であることから、補助金に関する県への手続きは市町村の商業担当課が行うこととなり、また、市町村の予算計上なども必要ですので、事前に市町村担当課に相談してください
問い合わせ先	<p>商工労働部 経営流通課商業流通担当 担当者名：山中、国沢</p> <p>電話：(088)823-9679 F A X：(088)823-9262</p> <p>メールアドレス：150301@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

事業名	森林環境税シンポジウム実施委託料
事業種別	委託事業
事業の目的	森林環境税に関する県民シンポジウムを開催し、2年後の条例に定められた期限に向けて、今後の森林環境税のあり方について県民と共に検討を行う。
委託対象事業の概要	森林環境税に関する県民シンポジウムを開催し、2年後の条例に定められた期限に向けて、今後の森林環境税のあり方について県民と共に検討を行うため、県内の6カ所で流域シンポジウムを開催すると共に、高知市周辺で県民シンポジウムを実施する。 なお、実施にあたっては実行委員会を組織し、その意見を反映して実施する。
対象事業者の種類	民間企業、法人、NPO、その他団体
委託金額・委託料対象経費	委託金額：7,350千円以内（消費税含む） 作成対象経費：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	企画提案用紙に必要事項を記入し、木の文化推進室まで。 公募期間：5月1日～5月末（予定） 契 約：6月（予定）
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名：深田 扶美 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	こうち山の日活動支援事業
事業種別	委託事業
事業の目的	「こうち山の日(11月11日)」(又はその前後)に、県民一人ひとりが豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守る活動の重要性などに対する理解と関心を深めていただく。
委託対象事業の概要	「こうち山の日(11月11日)」の制定趣旨に則した「やま」を守ることの重要性に対する理解と関心を深めて頂く、県民参加の啓発活動を企画・実施していただく団体等の募集しています。 具体的な募集する企画 山と街をつなぐ取り組み 11月11日などに高知市の中心街などで山と街をつなぐイベント等の実施 街の人を山へ運ぶ取り組み クーポン付き山の施設ガイドブックの作成
対象事業者の種類	民間企業、法人、NPO、その他団体
委託金額・委託料対象経費	山と街をつなぐ取り組み 3,000千円以内(消費税含む) 街の人を山へ運ぶ取り組み 2,000千円以内(消費税含む) 作成対象経費:賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	企画提案用紙に必要事項を記入し、木の文化推進室まで。 公募期間:5月1日~5月末(予定) 契約:7月(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名:柏井 義幸 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	こうち山の日推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」制定趣旨に賛同して行う普及啓発の取り組みや活動を支援する。
補助対象事業の概要	(補助対象事業) 森林保全活動に関するもの グリーン・ツーリズム等に関するもの 都市と山村の交流促進等に関するもの 木と親しむ取り組みに関するもの
対象事業者の種類	「こうち山の日」の制定趣旨に賛同し、その普及啓発に資する団体等
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：補助金額が200千円以内は定額。(市町村を除く) 400千円以上の事業については1/2 対象経費：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	こうち山の日推進事業計画書に必要事項を記入し、各林業(振興)事務所まで。 公募期間：5月1日～5月末日(予定) 実施期間：7月1日～12月末日(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名：柏井 義幸 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	山の日先生派遣事業
事業種別	補助事業
事業の目的	次世代を担う子ども達などを対象に、山に対する関心を深め、森林や林業に対する理解を深める取り組みを進める。
補助対象事業の概要	「こうち山の日」(11月11日)の制定趣旨に基づき、次世代を担う子ども達などを対象に、山に対する関心を深め、森林や林業に対する理解を深める取り組みを目的として、地域の学校等からの要請に応じて山の日先生を派遣する団体等及びその山の日先生を養成する団体等に対して補助する。
対象事業者の種類	市町村、法人、NPO、その他団体
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：定額 補助限度額 山の日先生派遣事業 400千円以内(高知市を含む地域は1,000千円以内) 山の日先生養成 1,000千円以内 対象経費：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	事業計画書に必要事項を記入し、各林業(振興)事務所まで。 公募期間：5月1日～5月末日(予定) 実施期間：7月1日～12月末日(予定)
その他留意事項	山の日先生派遣事業 地域別に6団体を選定 山の日先生養成 地域別に2団体を選定
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名：柏井 義幸 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	木製カタログ作成事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」活動の一環として、県民が日常生活の中で身近に木とふれあう機会の創出と木の良さのPR等を総合的に実施するとともに、構想の趣旨に基づき団体が実施するとりくみを補助する。
補助対象事業の概要	木製品の認知度を上げ、日常生活の中で気軽に選択・購入できる機会を増やすため、商品カタログとして整理し、インターネット上で紹介・販売できるようシステムを構築する事業を支援する。
補助対象事業者の種類	民間業者、NPO法人、SOHO、任意団体 等
補助率・補助額・補助対象経費	補助率 : 定額(限度額2,000千円) 補助対象経費: 木製品を商品カタログとして整理し、主にインターネット上で掲載・販売できるようシステムを構築する事業に要する経費
申請手続き・申請時期	事業計画書(所定の様式があります)を県木の文化推進室に提出してください。 (募集期間) 平成18年5月1日~平成18年5月31日(予定)
その他留意事項	当事業の補助先は、提出された事業計画について選定委員会により内容を審議したうえで選定します。
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名: 深田 扶美 電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.prefkochi.lg.jp

事業名	森林保全ボランティア活動推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林整備を实践する森林ボランティア団体の設立や間伐等森林保全活動を支援し、適正な森林管理を促進する。
補助対象事業の概要	森林保全ボランティア団体を設立する際の間伐等森林保全活動用機械器具等の整備及び県に登録した森林ボランティア団体が行う間伐等森林保全活動に対して、市町村、森林組合等が支援を行う経費に対し補助する。
対象事業者の種類	NPO団体、法人、任意団体等
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：定額 補助対象事業： 機械器具等の支給（取扱手数料を含む） 間伐等森林保全活動の実施に対して交付する地域通貨の精算 補助基準額： 器具等整備（限度500千円） 間伐の実施（66千円/h aの予定）
申請手続き・申請時期	ボランティア団体の登録期限：平成18年5月31日（予定） 補助金の申込期限：平成18年6月30日（予定）
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名：遠山 純人 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	生き生きこうちの森づくり推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	地域が一体となって、県民生活に身近な場所で森林と人がふれあう森林を、整備、管理、活用していく取り組みを支援することで、森林や森林に対する重要性について県民の理解と関心を深める。
補助対象事業の概要	地域の森林を景観林や森林と人がふれあう森林として、整備、管理、活用していく計画を作成した地域住民等で組織する団体等が計画に基づいて行う森林の整備（強度間伐の実施、荒廃竹林の整備、林内歩道の整備等）
対象事業者の種類	市町村（事業主体：地域住民等で組織する団体等）又は地域住民等で組織する団体
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：定額 補助対象事業： 人工林の間伐（伐採・切捨） 竹林の改良（伐採・搬出集積） 歩道の作設 その他
申請手続き・申請時期	補助金の申込期限：平成18年7月31日（予定）
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名：遠山 純人 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	地域子育て応援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	地域ぐるみで子育てを支援するために、地域のニーズに応じた子育て支援活動を推進する。
補助対象事業の概要	下記の対象事業者が行う「子育て家庭への自主的な支援活動」を実施する際に要する経費に対して補助する。
補助対象事業者の種類	自主的・主体的に子育て支援に関する活動を行う団体等（高知市を除く）
補助率・補助額 ・補助対象経費	補助率：定額 補助額：70,000円以内
申請手続き・申請時期	申請手続き等：その地域を所管する県福祉事務所（平成17年度～県福祉保健所）に計画書を提出し、審査を経た後、県教育長の内示を受け申請書を提出すること。 計画書の提出時期：事業開始予定日の1ヶ月半以上前 毎年、4～5月にかけて、各県福祉事務所（県福祉保健所）より募集案内が行われている。
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書～実績報告書の提出は、その地域を所管する県福祉事務所（県福祉保健所）に行うこと。 ・ 事業の交付決定前の事前着手は認めない。 ・ 事業の実施に際しては、参加者が消費する物にかかる経費（手作り教室などの材料費等）について利用者（参加者）負担を徴収すること。
問い合わせ先	教育委員会事務局 生涯学習課 担当者名 野田 寿子 電話 088-821-4897 FAX 088-821-4505 メールアドレス hisako_noda@ken2.pref.kochi.jp

事業名	教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付
事業の目的 ・内容	高知県教職員住宅の空き部屋・住宅を、NPOを含む県内に主たる事務所を置く公共的団体に貸し付けることにより、空き住宅等の有効活用を図るとともに、県民の地域での支え合いのための非営利活動を支援する。
公開時期	宿舎の入・退去者の情報を整理したうえで、その年度に貸し出し可能な住宅の情報を、県のホームページで6月中に公開予定。 職員宿舎：総務部職員厚生課のホームページ ホームページ http://www.pref.kochi.jp/~syokukou/ 教職員宿舎：教育委員会事務局福利課 給付・管理班 ホームページ http://www.kochinet.ed.jp/fukuri/
留意事項	空き部屋・住宅は現状のままでの貸し付けになります。『住居』としての使用や、短期間（おおよそ一ヶ月以内）の使用については、お貸しできませんのでご了承ください。
問い合わせ先	職員宿舎 総務部職員厚生課 電話：088-823-9168 FAX：088-823-9206 教職員宿舎 教育委員会事務局福利課 給付・管理班 電話：088-821-4917 FAX：088-872-1227